

宮城県土地利用基本計画書の変更（案）新旧対照表

変 更 後 （新）	現 行 （旧）	備 考
<p>前文 土地利用基本計画の<u>性格</u></p> <p>本土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、宮城県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 9 条の規定に基づき国土利用計画（全国計画及び宮城県計画）を基本として定めるものである。</p> <p>本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たって基本となる計画である。すなわち都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）など（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。</p> <p>第 1 土地利用の基本方向</p> <p>1 県土利用の基本方向</p> <p>県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮して、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、<u>総合的かつ計画的</u>に行われなければならない。</p>	<p>前文 土地利用基本計画<u>策定の趣旨</u></p> <p>本土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、宮城県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため国土利用計画法第 9 条の規定に基づき国土利用計画（全国計画及び宮城県計画）を基本として策定した。</p> <p>本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たって基本となる計画である。すなわち都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。</p> <p>1 土地利用の基本方向</p> <p>（1）県土利用の基本方向</p> <p>県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であること<u>にかんがみ</u>、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として<u>総合的</u>、計画的に行われなければならない。</p>	<p>文言の修正 (新規策定ではないため)</p> <p>法律番号の追加 文言の修正</p> <p>法律番号の追加</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考
<p>本県の県土利用をめぐる諸条件の変化をみると、<u>人口減少と高齢化の進展の中で、中心市街地の空洞化、低未利用地や耕作放棄地などの増加により、都市、農山漁村のいずれにおいても土地の利用効率が低下している。</u>また、<u>県土の安全や自然との共生・循環を重視した県土利用への要請及び良好な景観の形成など</u>に対する志向が高まっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、<u>以下の基本方向により、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な県土管理」の実現を図るものとする。</u></p> <p>（１）<u>県土の有効利用</u></p> <p>都市的土地利用については、土地の高度利用とともに低未利用地の有効利用を促進し、自然的土地利用については、農用地、森林などの適正な保全と耕作放棄地<u>などの適切な利用を図るものとする。</u></p> <p>（２）<u>県土利用の質的向上</u></p> <p>安全で安心できる県土利用、<u>自然との共生・循環を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用</u>といった観点を基本とする。</p> <p>（３）<u>土地利用転換の適正化</u></p> <p>土地利用の転換については、<u>いったん転換した後に元の地目に戻すことは容易でないこと、生態系をはじめとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどを考慮し、自然的土地利用の維持を基本として、慎重な配慮の下で計画的に行う。</u></p> <p>（４）<u>地域間の適切な調整</u></p>	<p>本県の県土利用をめぐる諸条件の変化をみると、<u>少子・高齢化が急速に進行する中で、人口の増勢は大幅に鈍化する一方、経済社会諸活動は、産業の高付加価値化や構造変化等を伴いながら成熟化に向かっていくものと見通される。</u>また、<u>県土の安全や環境との共生への要請及び心の豊かさや自然とのふれあいに対する志向が高まっている。</u></p> <p>このような状況を踏まえ、<u>県土の利用に当たっては、県政の基本目標である「真に豊かな、安心とゆとりの地域づくり」を進めるため、県土資源の有限性を前提として県土の有効利用とその質的向上を一層積極的に推進するものとする。</u></p> <p><u>県土の有効利用に関しては、都市的土地利用については、土地の高度利用とともに低未利用地の有効利用を促進し、自然的土地利用については、農用地、森林等の適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図るものとする。</u></p> <p><u>県土利用の質的向上に関しては、安全で安心できる県土利用、自然と共生する持続可能な県土利用、美しくゆとりある県土利用</u>といった観点を基本とすることが重要である。</p> <p><u>なお、土地利用の転換に当たっては、公害の防止、自然環境及び歴史的風土の保存等に配慮するとともに、土地利用の不可逆性等に照らして慎重な配慮の下で計画的に行う必要がある。</u></p>	<p>宮城県国土利用計画との整合を図った修正</p> <p>見出しの追加</p> <p>見出しの追加</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った修正</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考
<p><u>交通網の発達などにより人々の行動範囲が拡大する中で、大規模集客施設の立地など特定の土地利用が他の土地利用に及ぼす影響の広域性に配慮した地域間の適切な調整を図るものとする。</u></p> <p>2 地域類型別の土地利用の基本方向</p> <p><u>都市、農山漁村及び自然維持地域の土地利用に当たっての基本方向は、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、これらの地域の相互の関係性を考慮して、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを考慮する。</u></p> <p>（１）都市</p> <p><u>都市においては、中心市街地などへの都市機能の集約を進めつつ、既成市街地においては、再開発などにより土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。また、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図るとともに、都市活動による環境への負荷の低減に努める。さらに、美しく良好な街並み景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成などにより、ゆとりある快適な都市環境の形成を図る。</u></p> <p>（２）農山漁村</p> <p><u>農山漁村においては、優良農用地及び森林を確保するとともに、耕作放棄地の発生防止及び復元並びに間伐などの手入れの不十分な森林の増加防止に努め、それらの有効利用を図る。また、豊かで美しい農山漁村における景観、県土の生態系ネットワークの維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用</u></p>	<p>（２）地域別の土地利用の基本方向</p> <p><u>地域別の土地利用に当たっては、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せに配慮し、調和ある土地利用を進め、環境の保全が図られるよう適切に対処しなければならない。</u></p> <p><u>都市部においては、災害に対する安全性を高めるとともに、都市活動による環境への負荷の低減に努め、ゆとりある快適な都市環境の形成を図る。</u></p> <p><u>農山漁村部においては、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域特性を踏まえた良好な生活環境の整備を進める。また、豊かで美しい農山漁村景観の維持・形成を図るとともに、都市との交流を促進する。</u></p>	<p>宮城県国土利用計画との整合を図った追加</p> <p>見出しの追加（細分化）</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った修正</p> <p>見出しの追加</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った修正</p> <p>見出しの追加</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った修正</p>

変更後（新）	現行（旧）	備考								
<p>に努める。</p> <p>（3）自然維持地域</p> <p>高い価値を有する原生的な自然を含む地域など自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、<u>県土の生態系ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生することなどにより、適正に保全する。あわせて適正な管理の下で、自然体験・学習などの自然とのふれあいの場としての利用を図る。</u></p> <p>3 地域別の土地利用の基本方向</p> <p>地域の区分は、<u>県土の自然的、社会的、経済的諸条件を考慮して</u> 県中南部地域、県北西部地域及び県北東部地域の3地域区分とする。</p> <table border="1" data-bbox="161 882 927 1249"> <thead> <tr> <th>地域の区分</th> <th>地域の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県中南部地域</td> <td>(広域仙台都市圏) 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、 岩沼市、亘理郡、宮城郡、黒川郡 (広域仙南圏) 白石市、角田市、刈田郡、 柴田郡、伊具郡</td> </tr> <tr> <td>県北西部地域</td> <td>(広域大崎圏) 大崎市、加美郡、遠田郡 (広域栗原圏) 栗原市</td> </tr> <tr> <td>県北東部地域</td> <td>(広域登米圏) 登米市 (広域石巻圏) 石巻市、東松島市、牡鹿郡 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市、本吉郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>（1）県中南部地域</p> <p>この地域の土地利用については、他の地域よりも都市的土</p>	地域の区分	地域の範囲	県中南部地域	(広域仙台都市圏) 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、 岩沼市、亘理郡、宮城郡、黒川郡 (広域仙南圏) 白石市、角田市、刈田郡、 柴田郡、伊具郡	県北西部地域	(広域大崎圏) 大崎市、加美郡、遠田郡 (広域栗原圏) 栗原市	県北東部地域	(広域登米圏) 登米市 (広域石巻圏) 石巻市、東松島市、牡鹿郡 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市、本吉郡	<p>高い価値を有する原生的な自然を含む地域など自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、<u>適正に保全する。あわせて適正な管理の下で、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。</u></p> <p>地域の区分は、<u>県土の自然的経済的諸条件を勘案して</u> 県中南部地域、県北西部地域及び県北東部地域の3地域区分とする。</p> <p>① 県中南部地域</p> <p>この地域の土地利用については、今後とも人口及び産業の</p>	<p>見出しの追加</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った修正</p> <p>文言の修正</p> <p>地域の範囲を示す表の追加</p> <p>文言の修正</p>
地域の区分	地域の範囲									
県中南部地域	(広域仙台都市圏) 仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、 岩沼市、亘理郡、宮城郡、黒川郡 (広域仙南圏) 白石市、角田市、刈田郡、 柴田郡、伊具郡									
県北西部地域	(広域大崎圏) 大崎市、加美郡、遠田郡 (広域栗原圏) 栗原市									
県北東部地域	(広域登米圏) 登米市 (広域石巻圏) 石巻市、東松島市、牡鹿郡 (広域気仙沼・本吉圏) 気仙沼市、本吉郡									

変更後（新）	現行（旧）	備考
<p><u>土地利用の割合が高い一方で、森林が面積の約6割を占めるといふ自然豊かな地域特性を生かし、持続可能な集約市街地の形成、東北圏の発展を先導する中枢都市圏の形成、豊かな自然と共生し、環境と調和した生活空間の形成を図るものとし、次により対処するものとする。</u></p> <p>都市部については、国際交流、産業経済、学術研究などの多様な都市機能の高度化と集積が見込まれることから、周辺地域における<u>自然的土地利用との調和を図りながら、土地利用の高度化と低未利用地の有効利用を促進し計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。</u>その際、防災拠点の整備やオープンスペースの確保などにより安全性の向上に努めるとともに、緑地や水辺空間の保全、創出を促進し、<u>潤いのある快適な都市環境の形成を図る。</u></p> <p><u>農村部については、農業の生産性の向上と高付加価値化を図るため、優良農用地の確保と生産基盤の整備を推進する。</u></p> <p><u>山間部については、林業の振興に加え、豊富な森林資源と観光資源を有することから、木材生産、県土保全及び環境教育などの諸機能が高度に発揮されるよう適切な整備・保全を図るとともに、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努めるものとする。</u></p> <p><u>沿岸部については、海岸保全施設の整備を推進し、県土の保全と住民の安全性の確保に努める。</u></p> <p>なお、<u>松島や蔵王連峰、船形連峰などの優れた自然環境や水資源、歴史的・文化的資源の保全に十分配慮するものとする。</u></p>	<p><u>集積が進み、都市的土地利用の拡大が見込まれることから、必要な農用地の確保に配慮するとともに、自然環境の保全に努め、自然と調和した市街地の整備を促進するものとし、次により対処するものとする。</u></p> <p><u>仙台及びその周辺部については、本県はもとより北東日本の発展をけん引する中枢都市圏としての役割が求められている。</u></p> <p>都市部については、国際交流、産業経済、学術研究等の多様な都市機能の高度化と集積が見込まれることから、周辺地域における<u>農林業的土地利用との調和を図りながら、土地利用の高度化と低未利用地の有効利用を促進し計画的に良好な市街地の整備を図る。</u>その際、防災拠点の整備やオープンスペースの確保等により安全性の向上に努めるとともに、緑地や水辺空間の保全、創出を促進し、<u>うるおいのある快適な都市環境の形成を図る。</u></p> <p><u>農山村部については、農林業の振興に加え、森林及び農用地の有する公益的機能が総合的に発揮されるよう必要な農林地の確保と整備を推進する。</u></p> <p>なお、<u>松島や船形連峰等のすぐれた自然環境や歴史的・文化的資源の保全に十分配慮するものとする。</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>他地域の記述との整合を図った修正</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考
<p>（２） 県北西部地域</p> <p>この地域の土地利用については、<u>農用地と森林が面積の約8割を占めるという地域特性を生かしつつ、大崎市古川地域の中核的都市機能と各市街地との広域連携機能の強化を図るとともに、環境と調和した快適な生活空間の整備を促進し、地域資源や高速交通網を生かした産業の育成・集積を進め、豊かな自然・広大な田園環境とともに暮らせる地域の形成に努めるものとし、次により対処するものとする。</u></p> <p>都市部については、周辺地域における<u>自然的土地利用との調和を図りながら、都市機能の維持と市街地の整備改善を促進する。</u>その際、緑地や水辺空間の保全、創出を促進し、</p>	<p>仙南地域については、<u>都市的利便性の向上と豊かな自然環境と共生する地域の形成に努めるものとし、次により対処するものとする。</u></p> <p><u>都市部については、周辺地域における農林業的土地利用との調和を図りながら、都市・住宅基盤等の整備を計画的に進め良好な市街地の整備を図る。また、各種産業基盤の整備に努めるとともに、仙台の有する高次都市機能が日常的に活用できるよう交通網の整備を促進する。</u></p> <p><u>農山村部については、高生産性・高付加価値型農業の確立を目指し、必要な農用地の確保と生産基盤の整備を推進する。また、豊富な森林資源と観光資源を有することから、木材生産、国土保全及び自然学習等の諸機能が高度に発揮されるよう多様な森林の整備を図るとともに、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努めるものとする。</u></p> <p><u>なお、蔵王山麓や阿武隈川等の豊かな自然環境や水資源等の保全に十分配慮するものとする。</u></p> <p>② 県北西部地域</p> <p>この地域の土地利用については、<u>大崎市を中心として都市機能の充実に努めるとともに、環境と調和した快適な生活環境の整備を促進し、ゆとりと安らぎのある地域の形成に努めるものとし、次により対処するものとする。</u></p> <p>都市部については、周辺地域における<u>農林業的土地利用との調和を図りながら、教育、文化、情報等の都市機能の集積を図るとともに、高速交通体系を活用した商工業等の立</u></p>	<p>他地域の記述との整合を図った修正</p> <p>文言の修正</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考
<p>美しくゆとりある市街地の<u>形成</u>を図る。</p> <p>農村部については、地域の主要産業である農業の生産性の向上と高付加価値化を図るため、<u>広大で肥沃な大崎耕土、金成耕土などの優良農用地の確保と生産基盤の整備</u>を推進する。あわせて、美しい農村景観の保全、復元を進め魅力ある田園空間の形成に努める。</p> <p>山間部については、林業の振興に加え、<u>県土保全及び環境教育などの諸機能が高度に発揮されるよう森林の適切な整備・保全</u>を図るとともに、<u>優れた自然景観及び歴史・文化資源</u>を生かし、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努めるものとする。</p> <p>なお、ラムサール条約<u>湿地</u>、<u>栗駒国定公園</u>などの豊かな自然環境や歴史・文化資源の保全に十分配慮するものとする。</p> <p>（3）<u>県北東部地域</u></p> <p>この地域の土地利用については、<u>金華山三陸沖漁場とリアス式海岸を生かした良港を数多く抱える一方で、内陸部では豊富な森林資源と肥沃な優良農用地に恵まれた地域特性を生かし、地域内外との広域的な連携と交流の基盤となる高速交通網の整備に伴い都市的土地利用への転換がさらに見込まれることから、地域活性化と自然的土地利用の維持とのバランスに配慮した計画的な土地利用を図るとともに、<u>歴史や文化、景観といった魅力あふれる地域資源の活用と保全</u>に努めるものとし、次により対処するものとする。</u></p> <p>都市部については、周辺地域における<u>自然的土地利用との調和</u>を図りながら、<u>石巻市・気仙沼市の中核的都市機能と各市街地との連携を強化するとともに、既存市街地の有効</u></p>	<p>地基盤の整備を促進する。その際、緑地や水辺空間の保全、創出を促進し、美しくゆとりある市街地の<u>整備</u>を図る。</p> <p>農村部については、地域の主要産業である農業の生産性の向上と高付加価値化を図るため、<u>広大で肥沃な大崎耕土、金成耕土等</u>の優良農用地の確保と生産基盤の整備を推進する。あわせて、美しい農村景観の保全、復元を進め魅力ある田園空間の形成に努める。</p> <p>山間部については、林業の振興に加え、<u>国土保全及び自然学習等</u>の諸機能が高度に発揮されるよう<u>多様な森林の整備</u>を図るとともに、<u>すぐれた景観及び歴史的環境</u>を生かし、観光・レクリエーション地域としての機能の充実に努めるものとする。</p> <p>なお、ラムサール条約の<u>指定湿地</u>、<u>栗駒国定公園</u>等の豊かな自然環境や歴史・文化資源の保全に十分配慮するものとする。</p> <p>③ <u>県北東部地域</u></p> <p>この地域の土地利用については、<u>地域内外との広域的な連携と交流の基盤となる高速交通網等の整備を促進し、快適な暮らしを支える都市機能の強化を推進するとともに、豊かな地域資源を活用した水産業等各種産業の展開を図るなど個性を生かした地域づくりに努めるものとし、次により対処するものとする。</u></p> <p>都市部については、周辺地域における<u>農林業的土地利用との調和</u>を図りながら、<u>沿岸県土軸の拠点となる石巻市、気仙沼市を中心として、都市機能・住宅基盤等の整備・充実</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p>

変更後（新）	現行（旧）	備考
<p><u>利用を優先し、徒歩生活圏内に様々な都市機能が集約されただれもが暮らしやすい市街地の形成</u>を図る。</p> <p>農村部については、<u>農業の生産性の向上と高付加価値化</u>を図るため、<u>広大で肥沃な登米耕土など</u>、北上川流域を中心として優良農用地の確保と生産基盤の整備を推進する。</p> <p>山間部については、<u>林業の振興に加え、水源のかん養などの森林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、森林の適切な整備・保全</u>を図る。</p> <p>沿岸部については、<u>過去の津波被害を踏まえた海岸保全施設の整備を推進し、県土の保全と住民の安全性の確保に努める。また、各種港湾・漁港周辺地域における土地の有効利用を図り、水産業など地域の基幹産業の振興に努める。</u></p> <p>なお、ラムサール条約<u>湿地</u>、この地域特有の<u>リアス式海岸</u>に代表される豊かな海辺環境など恵まれた自然環境や地域に受け継がれてきた歴史、文化資源の保全に十分配慮するものとする。</p> <p>4 土地利用の原則</p> <p>土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。</p> <p>また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地などの問題が生じるおそれのある地域については、<u>地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じて総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るものとする。</u></p> <p>なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連<u>などを考慮</u>して適正な土地利用を図るものとする。</p>	<p><u>を促進する。その際、緑地や水辺空間の保全、創出を促進し、美しくゆとりある市街地の整備</u>を図る。</p> <p>農村部については、<u>農業の生産性の向上と高付加価値化</u>を図るため、<u>広大で肥沃な登米耕土等</u>、北上川流域を中心として優良農用地の確保と生産基盤の整備を推進する。</p> <p>山間部については、<u>林業の振興に加え、自然環境の維持等の森林の有する公益的機能が総合的に発揮されるよう、計画的に多様な森林の整備</u>を図る。</p> <p>沿岸部については、<u>漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性を踏まえ、総合的な利用</u>を図る。</p> <p>なお、ラムサール条約<u>指定湿地</u>、この地域特有の<u>リアス海岸</u>に代表される豊かな海辺環境など恵まれた自然環境や地域に受け継がれてきた歴史、文化資源の保全に十分配慮するものとする。</p> <p>(3) 土地利用の原則</p> <p>土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。</p> <p>また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じるおそれのある地域については、<u>地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じて総合的かつ計画的な土地利用の実現を図るものとする。</u></p> <p>なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連<u>等</u>考慮して適正な土地利用を図るものとする。</p>	<p>文言の修正</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考
<p>（１）都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。</p> <p>都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び<u>人口減少と高齢化の進展に対応しただれもが暮らしやすいコンパクトで機能的な都市の形成に配慮しつつ、効率的な利用を図るものとする。また、新たな土地需要がある場合には、低未利用地の再利用を優先させる一方、農用地や森林などの自然的土地利用からの転換については、慎重な配慮の下で計画的に行うものとする。</u></p> <p>イ 市街化区域</p> <p>市街化区域(都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。)においては、<u>安全性、快適性に十分配慮するとともに、既存の社会資本を最大限に活用しながら、日常生活で必要となる多様な都市機能が揃い、自動車を使わなくても生活できる利便性の高い市街地の形成を図るものとする。また、住宅地、商業地などの適切な配置、熱環境改善に資する緑地・水面の保全・創出と適切な配置により、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るものとする。</u></p> <p><u>なお、市街化区域内の農地については、良好な都市環境の形成の観点からも保全を視野に入れ、計画的な利用を図るものとする。</u></p> <p>ロ 市街化調整区域</p> <p>市街化調整区域(都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。)においては、特定の場合を</p>	<p>① 都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。</p> <p>都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び<u>機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに、市街化区域（都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。以下同じ。）又は用途地域（都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。</u></p> <p>ア 市街化区域においては、<u>安全性、快適性、利便性等を十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該区域内の樹林地、水辺地等自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。</u></p> <p>イ 市街化調整区域(都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。以下同じ。)においては、特定の場合を</p>	<p>文言の修正</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った追加</p> <p>見出しの追加</p> <p>文言の修正</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った修正</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った追加</p> <p>見出しの追加</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考
<p>除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための<u>緑地など</u>の保全を図るものとする。</p> <p>ハ その他の都市計画区域</p> <p>市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途<u>地域</u>(都市計画法第8条第1項第1号による用途地域をいう。以下同じ。)内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(2) 農業地域</p> <p>農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。</p> <p>農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることを<u>考慮して</u>、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上などの見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。</p> <p><u>なお、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、地域住民の理解を得ることに努めながら、農用地への復元を積極的に促進するものとする。ただし、農用地への復元が困難な場合には、地域の実情に応じて森林などへの転換を</u></p>	<p>除き、都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための<u>緑地等</u>の保全を図るものとする。</p> <p>ウ 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途<u>地域内</u>の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>② 農業地域</p> <p>農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。</p> <p>農業地域の土地利用については、農用地が食料供給源として国民の最も基礎的な土地資源であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であること<u>にかんがみ</u>、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備するものとする。</p>	<p>見出しの追加</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った追加</p>

変更後（新）	現行（旧）	備考
<p><u>図るものとする。</u></p> <p>イ 農用地区域 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることを<u>考慮して</u>、土地改良、農用地造成などの<u>農業生産基盤の整備</u>を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>ロ 農用地区域を除く農業地域内の農地等 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画など農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された<u>計画</u>を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとする。また、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。</p> <p>③ 森林地域 森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。 森林地域の土地利用については、森林が木材生産、<u>国土保全</u>、水源の<u>かん養</u>、<u>保健休養</u>、自然環境の<u>保全</u>などの<u>多面的機能</u>を通じて県民生活に大きく寄与していることを<u>考慮して</u>、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が<u>高度</u>に発揮されるよう<u>適切な整備・保全</u>を図るものとする。</p>	<p>ア 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることに<u>かんがみ</u>、土地改良、農用地造成等の<u>農業基盤の整備</u>を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>イ 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は極力調整された<u>計画等</u>を尊重し、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地（以下「優良農地」という。）は、後順序に転用されるよう努めるものとし、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、優良農地の転用は原則として行わないものとする。</p> <p>③ 森林地域 森林地域は、森林として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。 森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の<u>経済的機能</u>を持つとともに、<u>国土保全</u>、水源の<u>かん養</u>、<u>保健休養</u>、自然環境の<u>保全</u>等の<u>公益的機能</u>を通じて県民生活に大きく寄与していること<u>にかんがみ</u>、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が<u>最高度</u>に発揮されるようその整備を図るものとする。</p>	<p>見出しの追加</p> <p>文言の修正</p> <p>見出しの追加</p> <p>文言の修正</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考
<p><u>なお、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図るものとする。</u></p> <p>イ 保安林 保安林（森林法第 25 条第 1 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項による保安林をいう。以下同じ。）については、<u>県土保全、水源のかん養、生活環境の保全などの諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることを考慮して、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。</u></p> <p>ロ 保安林以外の森林地域 保安林以外の森林地域については、<u>多面的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林などの機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。</u> なお、森林を他用途へ転用する場合には、<u>災害の発生、環境の悪化など、森林の多面的機能の低下を防止すること</u>に<u>十分配慮して、周辺の土地利用との調和を図るものとする。</u></p> <p>（４）自然公園地域 自然公園地域は、<u>優れた自然の風景地</u>で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。 自然公園地域の土地利用については、<u>豊かで多様な自然環境と生態系を守り、次世代に引き継いでいくため、積極的に</u></p>	<p>ア 保安林（森林法第 25 条第 1 項による保安林をいう。以下同じ。）については、<u>国土保全、水源のかん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。</u></p> <p>イ 保安林以外の森林地域については、<u>経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。</u> なお、森林を他用途へ転用する場合には、<u>森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分配慮するものとする。</u></p> <p>④ 自然公園地域 自然公園地域は、<u>すぐれた自然の風景地</u>で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。 自然公園地域の土地利用については、<u>自然公園がすぐれた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養</u></p>	<p>宮城県国土利用計画との整合を図った追加</p> <p>見出しの追加 条文の追加</p> <p>文言の修正</p> <p>見出しの追加 文言の修正</p> <p>宮城県国土利用計画との整合を図った修正</p> <p>文言の修正</p>

変更後（新）	現行（旧）	備考
<p><u>その保全に取り組むとともに、自然とふれあうマナーやルールを学び、自然に対する理解を深める場所としても重要な役割を担っていることから、自然環境の持続可能な範囲内で利用するものとする。</u></p> <p>イ 特別保護地区 特別保護地区（自然公園法第21条第1項による特別保護地区をいう。）については、<u>原生的自然が残る地域など、特に厳重に自然景観を維持する必要がある地域であるため、厳正な保護を図るものとする。</u></p> <p>ロ 特別地域 特別地域（自然公園法第20条第1項又は<u>県立自然公園条例〔昭和34年宮城県条例第20号〕第10条第1項による特別地域をいう。以下同じ。〕</u>については、次の区分（<u>自然公園法施行規則〔昭和32年厚生省令第41号〕第9条の2又は県立自然公園条例施行規則〔昭和35年宮城県規則第59号〕第3条による特別地域の区分をいう。〕</u>に応じた土地利用を図るものとする。</p> <p>（イ）第1種特別地域 <u>第1種特別地域については、特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であるため、現在の景観を極力維持するものとする。</u></p> <p>（ロ）第2種特別地域・第3種特別地域 <u>第2種特別地域・第3種特別地域については、その風致の維持を図るべきものであることを考慮して、都市的</u></p>	<p><u>及び教化に資するものであることにかんがみ、すぐれた自然の保護と、その適正な利用を図るものとする。</u></p> <p>ア 特別保護地区（自然公園法第14条第1項による特別保護地区をいう。）については、<u>その設定の趣旨に即して、景観の厳正な保護を図るものとする。</u></p> <p>イ 特別地域（自然公園法第13条第1項又は<u>第60条第1項による特別地域をいう。〕</u>については、<u>その風致の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>見出しの追加 条ずれ対応</p> <p>具体的説明の追加</p> <p>見出しの追加 引用条文の具体化</p> <p>区分ごとに開発行為に対する規制内容が異なることを踏まえた修正</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考
<p><u>土地利用を行うための開発行為は極力避けるものとする。</u></p> <p>ハ 普通地域 <u>普通地域（自然公園法第 33 条第 1 項又は県立自然公園条例第 12 条第 1 項による普通地域をいう。以下同じ。）</u>においては、<u>都市的土地利用</u>又は<u>農業的土地利用</u>を行うための大規模な開発、その他<u>自然公園としての風景地の保護</u>に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。</p> <p>(5) 自然保全地域 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。 自然保全地域の土地利用については、<u>生物多様性を確保し、広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民にその優れた自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。</u></p> <p>イ 特別地区 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は<u>自然環境保全条例〔昭和 47 年宮城県条例第 25 号〕第 17 条第 1 項</u>による特別地域をいう。以下同じ。）においては、<u>原生林や湿原、貴重な野生動植物の生息・生育地などの指定の趣旨を考慮して、その特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</u></p> <p>ロ 普通地区 普通地区（自然環境保全法第 28 条第 1 項又は自然環境</p>	<p><u>ウ</u> <u>その他の自然公園地域</u>においては、<u>都市的利用又は農業的利用</u>を行うための大規模な開発、その他<u>自然公園として風景地の保護</u>に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。</p> <p>⑤ 自然保全地域 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。 自然保全地域の土地利用については、<u>自然環境が人間の健康的で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、</u>広く県民がその恵沢を享受するとともに、<u>将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。</u></p> <p><u>ア</u> 特別地区（自然環境保全法第 25 条第 1 項又は<u>第 46 条第 1 項</u>による特別地区をいう。以下同じ。）においては、<u>その指定の趣旨にかんがみ、</u>特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。</p> <p><u>イ</u> その他の自然保全地域においては、原則として土地の利</p>	<p>見出しの追加 定義の明確化</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>見出しの追加 引用条文の具体化</p> <p>具体的説明の追加</p> <p>見出しの追加 定義の明確化</p>

変更後（新）	現行（旧）	備考
<p data-bbox="241 236 927 347"><u>保全条例第 21 条第 1 項による普通地区をいう。以下同じ。）</u>においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。</p> <p data-bbox="107 400 927 467">第 2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針</p> <p data-bbox="129 523 927 751">都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及又は自然保全地域のうち 2 地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3 以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向などを考慮して、<u>第 1 の 2 及び 3 に掲げる土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</u></p> <p data-bbox="136 887 640 914">1 都市地域と農業地域とが重複する地域</p> <p data-bbox="165 967 927 1034"><u>(1) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合</u> 農用地としての利用を優先するものとする。</p> <p data-bbox="165 1129 927 1197"><u>(2) 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合</u> 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p> <p data-bbox="136 1332 640 1359">2 都市地域と森林地域とが重複する地域</p>	<p data-bbox="1088 236 1473 263">用目的を変更しないものとする。</p> <p data-bbox="958 400 1771 467">2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針</p> <p data-bbox="981 523 1771 751">都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち 2 地域が重複している地域においては次に掲げる調整指導方針に即し、また、3 以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、<u>1 の (2) に掲げる地域別の土地利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</u></p> <p data-bbox="987 804 1626 831"><u>(1) 土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等</u></p> <p data-bbox="1032 887 1541 914">① 都市地域と農業地域とが重複する地域</p> <p data-bbox="1061 967 1771 1034"><u>ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合</u> 農用地としての利用を優先するものとする。</p> <p data-bbox="1061 1129 1771 1197"><u>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合</u> 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p> <p data-bbox="1032 1332 1541 1359">② 都市地域と森林地域とが重複する地域</p>	<p data-bbox="1832 804 1989 831">見出しの削除</p>

変 更 後 (新)	現 行 (旧)	備 考
<p><u>(1)</u> 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p><u>(3)</u> 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p> <p><u>3</u> 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p><u>(1)</u> 市街化調整区域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 市街化調整区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 <u>自然公園としての保護及び利用に配慮しつつ、両地域の調整を図っていくものとする。</u></p> <p><u>4</u> 都市地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p><u>(1)</u> 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合 自然環境の<u>保全</u>を優先する。</p>	<p><u>ア</u> 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p><u>イ</u> 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p><u>ウ</u> 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとする。</p> <p><u>③</u> 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p><u>ア</u> 市街化調整区域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p><u>イ</u> 市街化調整区域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 <u>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</u></p> <p><u>④</u> 都市地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p><u>ア</u> 市街化調整区域と特別地区とが重複する場合 自然環境<u>としての</u>保全を優先する。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>文言の修正</p> <p></p> <p>文言の修正</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考
<p><u>（２）市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合</u> <u>自然環境の保全に配慮しつつ，両地域の調整を図っていくものとする。</u></p> <p><u>５ 農業地域と森林地域とが重複する地域</u></p> <p><u>（１）農業地域と保安林の区域とが重複する場合</u> 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p><u>（２）農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</u> 農用地としての利用を優先するものとするが，農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。</p> <p><u>（３）農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</u> 原則として，森林としての利用を優先するものとするが，森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。</p> <p><u>６ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</u></p> <p><u>（１）農業地域と特別地域とが重複する場合</u> 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p><u>（２）農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合</u></p>	<p><u>イ 市街化調整区域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合</u> <u>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</u></p> <p><u>⑤ 農業地域と森林地域とが重複する地域</u></p> <p><u>ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合</u> 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p><u>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</u> 農用地としての利用を優先するものとするが，農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認めるものとする。</p> <p><u>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</u> 原則として，森林としての利用を優先するものとするが，森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとする。</p> <p><u>⑥ 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</u></p> <p><u>ア 農業地域と特別地域とが重複する場合</u> 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p><u>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合</u></p>	<p>文言の修正</p>

変更後（新）	現 行（旧）	備 考						
<p>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><u>7</u> 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p><u>(1)</u> 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境の<u>保全</u>を優先するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><u>8</u> 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><u>9</u> 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><u>第3</u> 公的機関の開発保全整備計画（略）</p>	<p>両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><u>⑦</u> 農業地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p><u>ア</u> 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境<u>としての</u>保全を優先するものとする。</p> <p><u>イ</u> 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><u>⑧</u> 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><u>⑨</u> 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p><u>(2)特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用上留意すべき基本的事項</u></p> <table border="1" data-bbox="958 1042 1774 1302"> <tr> <td data-bbox="958 1042 1131 1171"><u>対象となる五地域の重複の組合せ</u></td> <td data-bbox="1131 1042 1296 1171"><u>特に土地利用の調整が必要と認められる地域</u></td> <td data-bbox="1296 1042 1774 1171"><u>土地利用上留意すべき基本的事項</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="958 1171 1131 1302"><u>都市地域と農業地域</u></td> <td data-bbox="1131 1171 1296 1302"><u>大崎市鶴ヶ塚地区</u></td> <td data-bbox="1296 1171 1774 1302"><u>混在化の進行に伴い土地利用の混在が予想されることから、住宅地等に係る土地利用転換を計画的に整序・誘導し、農地の集団的な保全・利用を図る。</u></td> </tr> </table> <p><u>3</u> 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画（略）</p>	<u>対象となる五地域の重複の組合せ</u>	<u>特に土地利用の調整が必要と認められる地域</u>	<u>土地利用上留意すべき基本的事項</u>	<u>都市地域と農業地域</u>	<u>大崎市鶴ヶ塚地区</u>	<u>混在化の進行に伴い土地利用の混在が予想されることから、住宅地等に係る土地利用転換を計画的に整序・誘導し、農地の集団的な保全・利用を図る。</u>	<p>文言の修正</p> <p>集落地域整備関係事業の完了による削除</p> <p>見出しの修正</p>
<u>対象となる五地域の重複の組合せ</u>	<u>特に土地利用の調整が必要と認められる地域</u>	<u>土地利用上留意すべき基本的事項</u>						
<u>都市地域と農業地域</u>	<u>大崎市鶴ヶ塚地区</u>	<u>混在化の進行に伴い土地利用の混在が予想されることから、住宅地等に係る土地利用転換を計画的に整序・誘導し、農地の集団的な保全・利用を図る。</u>						